

【説明確認欄】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明します。

事業者 宇部市東部第1地域包括支援センター  
社会福祉法人 むべの里光栄  
理事長 隅田典代

説明者\_\_\_\_\_

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、了承しました。

利用者 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_

代筆者 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_  
(続柄： )

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について」の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

あなたが利用しようと考えている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとは・・・

介護保険の「要介護（要支援）認定申請」又は「基本チェックリスト」の実施の結果、「要支援1・2」または「事業対象者」と認定された方は、「介護予防・生活支援サービス事業（以下、「サービス事業」という。）」等を利用することができます。

サービス事業は、できるだけ介護を受ける状態を少なくし、自立した生活を目指すための支援になります。このサービスの利用をするためには「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス計画書（以下、「サービス計画」という。）」を作成することが必要です。担当者が説明を行いながら意向を確認し、適切な利用のための援助を行います。

### 1 事業者

法 人 名	社会福祉法人 むべの里光栄
代 表 者 名	理事長 隅田 典代
法 人 所 在 地	宇部市川添1丁目2番5号

### 2 事業所の概要

事 業 所 名	宇部市東部第1地域包括支援センター
所 在 地	宇部市大字東岐波 4940-1
電 話 番 号	0836-39-6971
F A X 番 号	0836-39-6972
運 営 主 体	社会福祉法人 むべの里光栄
事 業 者 指 定 番 号	3500200138
管 理 者 名	重富 稔
サ-ビス提供地域	宇部市 東岐波校区・川上地区

### 3 職員の体制

管理者	保健師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	社会福祉士
1名	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上

### 4 営業日および営業時間等

営業時間	月～金曜日	8:30～17:15
休 日	土・日曜日及び祝祭日、年末年始（12/29～1/3）	

### 5 サービス利用料および利用者負担

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（サービス計画の作成及び計画作成後の便宜の供与等）については、利用者負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により利用者負担が生じる場合があります。

(2) 担当者が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となる場合があります。

## 6 提供するサービス内容

### (1) サービス計画の作成

- ① ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、サービス事業等およびその他の必要な保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス計画を作成します。
- ② 作成にあたって事業者は担当者を選任し、ご契約者および家族の意向を確認しながらご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込み、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供してサービスの選択を求めます。  
なお、ご契約者及び家族は、複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、サービス計画に位置づけられたサービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- ③ 前項で作成したサービス計画の原案に盛り込んだサービス事業等について、保険給付又は地域支援事業の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者およびその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。
- ④ サービス担当者会議を開き、サービス計画原案に対してサービス担当者、主治医の確認と意見を求め、適切に援助が実施されるよう調整します。

### (2) サービス計画作成後の便宜の供与

- ① ご契約者及びその家族等、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握します。
- ② サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ ご契約者の意思を踏まえて、要介護（要支援）認定の申請等に必要な援助を行います。

### (3) サービス計画の変更

ご契約者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス計画を変更します。

## 7 サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う担当者

サービス提供時に、担当者を決定します。

なお、担当者は、事業者が委託する居宅介護支援事業者の介護支援専門員が担当となる場合があります。

### (2) 担当者の交替

#### ① 事業者からの交替

事業者の都合により、担当者を交替することがあります。その際には、ご契約者がサービス利用上の不利益を生じないように十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された担当者の交替を希望する場合には、その理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることが出来ます。

### (3) 担当者の氏名及び連絡先の病院等への伝達

ご契約者及び家族は、ご契約者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。

## 8 個人情報の保護

### (1) 業務上知り得た個人情報の保護

当事業者は、業務上知り得たご契約者及びその家族に関する個人情報は、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、ご契約者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、細心の注意をもって管理を行います。

### (2) サービスの利用調整にともなう個人情報の取り扱い

サービス担当者会議、サービス事業者との連絡調整等、円滑にサービスの利用調整を行うため個人情報をサービス事業所等に提供する必要がありますので、この場合は、あらかじめ文書によりご契約者及びその家族の同意を得た範囲内で個人情報を提供します。

## 9 虐待の防止

事業者は、ご契約者の人権の擁護、虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する指針を整備します。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底します。
- (3) 従業員が適切に支援を行うために、必要な研修を定期的開催します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## 10 モニタリング

担当者は少なくとも3か月に1回ご家庭を訪問して面接します。ただし、特段の事情により少なくとも訪問が6か月に1回となる場合は、次のいずれにも該当する場合に限り、ご家庭を訪問できない期間においてテレビ電話装置等を活用して面接させていただくことがあります。

- (1) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することについて文書により同意した時。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている時。
  - ①ご契約者の状態が安定していること。
  - ②ご契約者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。(家族のサポートがある場合も含む。)
  - ③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

## 11 相談・苦情対応窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談・苦情対応 受付窓口	電話番号 0836-39-6971 FAX番号 0836-39-6972 相談員(責任者) 重富 稔 対応時間 8:30~17:15
-------------------------	---

- (2) 次の機関においても苦情申出等ができます。

市介護保険相談窓口 宇部市介護保険課	所在地 宇部市常盤町一丁目7番1号 電話番号 0836-34-8396 FAX番号 0836-22-6026
山口県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 山口市朝田1980番地の7 電話番号 083-995-1010 FAX番号 083-934-3665